

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業
要求水準書
(案)

徳島県

令和8年4月1日

《目 次》

第1 総則	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 事業目的	1
3 対象施設	1
4 対象業務	1
5 適用法令等	2
6 事業期間	6
7 その他	7
8 本施設等に係る基本条件	9
第2 設計・建設業務に関する要求水準	12
1 本施設等の整備水準	12
2 設計業務	29
3 建設業務	31
4 工事監理業務	36
5 解体業務	38
6 配置予定技術者	40

<添付資料>

- 添付資料 1 地積測量図
- 添付資料 2 接道平面図
- 添付資料 3 インフラ状況図
- 添付資料 4 地質調査資料
- 添付資料 5 移設する石碑の概要
- 添付資料 6 解体対象施設の既存図面等
- 添付資料 7 アスベスト調査結果
- 添付資料 8 旧農業研究所鴨島分場 配置図
- 添付資料 9 旧農業研究所鴨島分場 解体イメージ図
- 添付資料 10 セキュリティ基本方針・セキュリティ区分イメージ
- 添付資料 11 機能相関図
- 添付資料 12 諸室要求水準書
- 添付資料 13 諸室設備機器一覧表
- 添付資料 14 通信設備概要図
- 添付資料 15 通信設備計画
- 添付資料 16 車両一覧
- 添付資料 17 インターホン概要図
- 添付資料 18 警報設備表示内容及び設置場所
- 添付資料 19 録音・録画装置（設置型）
- 添付資料 20 鑑識室・鑑識写真作業室イメージ図
- 添付資料 21 留置施設設計基準・配置イメージ図
- 添付資料 22 徳島県県有施設総合耐震計画基準
- 添付資料 23 成果書類リスト

<用語の定義>

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業における要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本事業 : 阿波吉野川警察署庁舎等整備事業をいう。
- 事業対象地 : 本事業の対象となる徳島県吉野川市鴨島町鴨島88-1の事業用地を示す。
規模及び形状の詳細は【添付資料1 地積測量図】による。
- 本施設等 : 本事業において設計・建設される新庁舎、新車庫、新職員公舎、外構等、解体される旧庁舎、職員公舎岡山、職員公舎川島町2、外構等をいう。
- 本施設 : 本事業において設計・建設される新庁舎、新車庫、新職員公舎、外構等をいう。
- 解体対象施設 : 本事業において解体される旧庁舎、職員公舎岡山、職員公舎川島町2、外構等をいう。
- DB方式 : Design（設計）、Build（建設）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
- 事業者 : 本事業を遂行する事業者をいう。
- 職員 : 警察職員をいう。
- 来庁者 : 本施設に訪れた一般の人々を指す。
- 被留置者 : 犯罪の被疑者等として、留置場にその身柄を留置されている者をいう。
- 公用車 : 職員が公務に使用する車を指す。
- 職員車 : 職員が所有する車を指す。
- 外来車 : 来庁者が本施設へ来庁するために利用する車を指す。
- 押収車 : 証拠品等として、職員が押収した車を指す。
- 共用部 : 来庁者や職員等が使用するトイレ、エレベーター、階段、廊下などを指す。

専用エレベーター : 被留置者を上層階にある被留置者用取調室や留置場に護送する際に使用するエレベーターを指す。

一般用エレベーター : 専用エレベーター以外の来庁者や職員が使用するエレベーターを指す。

留置場外 : 留置場内以外のエリアを指す。

留置場内 : 留置室及び留置室周辺の被留置者が行動するエリアを指す。

来庁者エリア : 来庁者が単独で行動可能な場所を指す。

職員エリア : 来庁者が単独で出入りできない場所を指す。

専用エリア : 留置場外における被留置者用取調室等の被留置者が利用する諸室や、被留置者が移動する廊下及び専用エレベーターを指す。

専用動線 : 専用エリアにおける被留置者の動線を指す。

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業 要求水準書」（以下「本書」という。）は、阿波吉野川警察署庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「入札説明書」と一体のものとして位置付けるものである。徳島県（以下「県」という。）が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に対し要求するサービス水準を示し、本事業の提案に具体的な指針を示すものである。

2 事業目的

阿波吉野川警察署庁舎は、県央部における治安・防災対策の中核拠点となるものであるが、旧吉野川警察署庁舎を本庁舎として運用しており、建築から60年が経過するとともに、署員数の増強により、老朽化・狭隘化が著しい状況となっている。このような状況を踏まえ、早急な建替えが必要である。

また、本事業においては、設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用して、効率的かつ効果的に本施設の設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、警察活動の一層の向上に資することを目的とする。

3 対象施設

阿波吉野川警察署庁舎（以下、「新庁舎」という。）、車庫棟（以下、「新車庫」という。）職員公舎棟（以下、「新職員公舎」という。）、及びこれら施設の外構等を「本施設」という。

また、現阿波吉野川警察署（以下、「旧庁舎」という。）、職員公舎岡山、職員公舎川島町2及びこれらの施設の外構等を「解体対象施設」という。

「本施設」及び「解体対象施設」を「本施設等」という。

本施設	新庁舎、新車庫、新職員公舎
	外構等
解体対象施設	旧庁舎、職員公舎岡山、職員公舎川島町2
	外構等

4 対象業務

以下に、本事業の対象業務を示す。

大分類	中分類	小分類	業務内容
施設整備業務	設計業務	各種調査及び申請業務	測量、地質調査等
			その他調査、届出、申請等
		設計業務	基本設計
			実施設計
その他業務（補助金申請資料対応等）			

大分類	中分類	小分類	業務内容
	建設業務	建設業務	本施設の工事 事前協議、申請、届出、検査等 その他業務（建物への保険付保等）
		什器備品の調達、設置	什器備品の調達、設置
	工事監理業務		工事監理
	解体業務	解体業務	各種調査業務
解体設計業務			解体設計 その他業務
			解体及び撤去工事 事前協議、申請、届出、検査等
解体工事業務			解体及び撤去工事 事前協議、申請、届出、検査等

5 適用法令等

(1) 法令等

- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 大気汚染対策法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
- ・ その他関連法令等

(2) 条例等

- ・ 徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 32 号）
- ・ 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成 28 年条例第 57 号）
- ・ 徳島県生活環境保全条例（平成 17 年条例第 24 号）
- ・ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成 19 年条例第 14 号）
- ・ 徳島県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 43 号）
- ・ 徳島県情報公開条例（平成 13 年条例第 1 号）
- ・ 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成 18 年条例第 78 号）
- ・ 徳島県屋外広告物条例（平成 4 年条例第 52 号）
- ・ 徳島県環境基本条例（平成 11 年条例第 11 号）
- ・ 徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年条例第 80 号）
- ・ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成 24 年条例第 64 号）
- ・ 徳島県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 40 号）
- ・ 徳島県県有施設総合耐震計画基準
- ・ 徳島県開発許可の手引き
- ・ 県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針
- ・ 吉野川市水害に強いまちづくり条例（平成 24 年条例第 3 号）

- ・ 吉野川市水害に強いまちづくり条例施行規則（平成 24 年規則第 17 号）
- ・ 吉野川市下水道条例（平成 16 年条例第 195 号）
- ・ 吉野川市下水道条例施行規則（平成 31 年規則第 12 号）
- ・ 吉野川市環境保全条例（平成 16 年条例第 152 号）
- ・ 吉野川市環境保全条例施行規則（平成 16 年規則第 94 号）
- ・ その他の関連条例等

(3) 適用基準等

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 情報共有・電子納品運用ガイドライン（北海道建設部）
- ・ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編（国土交通省

大臣官房官庁営繕部監修)

- 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 官庁施設の総合耐震対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 徳島県GX推進計画
- エコオフィスとくしま・県率先行動計画
- 吉野川市環境基本計画
- 内線規程（社団法人 日本電気協会）
- 高圧受電設備規程（社団法人 日本電気協会）
- 高調波抑制対策技術指針（社団法人 日本電気協会）
- 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（環境省）
- 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人 日本建築センター）
- その他官庁営繕の技術基準
- その他規格（日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）等）

※上記適用法令等については、業務実施時の現行法令等及び最新版による。

6 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約の締結日から令和13年9月30日までとし、本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

項目	期間
事業契約の締結	令和9年3月
設計・建設期間	令和9年3月（契約締結日）から令和12年9月13日とする。
旧庁舎の解体期間	建設状況に応じ適切な時期に着手の上、令和13年9月30日までに実施する。
本施設の引渡し	完了検査：令和12年7月26日までに合格する。 完成検査（引渡し）：令和12年9月13日までに合格する。 ※完成検査は下検査、竣工検査に合格すること。

※本施設の建設は、別途県で実施する旧農業研究所鴨島分場の解体工事完了後（令和10年10月以降）に実施する。同解体工事完了までには、4ヶ月程度の事後調査期間を含んでいることから、同調査が不要となった場合、令和10年6月1日からの着工も可能となるため、詳細な着工時期等については、県との協議による。なお、事後調査を実施する場合でも、振動・騒音を伴わない（事後調査に影響を与えない）現地立ち入り等は可能とする。

※本施設引渡し後、県警が実施する旧庁舎から新庁舎への引っ越しにかかる期間は、約20日程度を予定している。

7 その他

(1) 個人情報の取扱い

- ・ 事業者は本事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じる。
- ・ 事業者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応、その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、徳島県個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(2) 情報公開請求

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、徳島県情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとし、適正な情報公開に努める。
- ・ 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を事業者が公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとする。

(3) 文書の管理・保存

- ・ 事業者が本事業に伴い作成又は受領する文書等は、適正に管理・保存する。また、事業終了時に、県の指示に従って引き渡す。

(4) 守秘義務

- ・ 事業者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た内容を事業期間終了後も含めて第三者に漏らすことや、自己の利益のために使用することはできない。

(5) 環境への配慮

- ・ 事業者は、次のような環境に配慮した本事業の実施に努める。
 - 徳島県環境基本条例、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例、徳島県GX推進計画、吉野川市環境基本計画等の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守する。
 - 物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、できる限り環境物品等を利用するよう努める。
 - 廃棄に当たっては、市の分別基準に従い、ごみの減量化、資源化に努める。
 - 建築工事における産業廃棄物については関係法令を遵守し適切に処理する。

(6) 地域経済への配慮

- ・ 設計業務から建設工事終了まで、必要な資機材や備品、消耗品等を調達する際、また、下請業者を雇用する際は、可能な限り徳島県内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努める。

(7) 補助金等の適用における支援

- ・ 事業者は、本事業において県が申請予定の都道府県警察施設整備費補助金等に関し、図面や積算書類等、申請に必要な資料の作成支援を行う。

8 本施設等に係る基本条件

(1) 阿波吉野川警察署の概要

ア 事業対象地の概要

施設名称	阿波吉野川警察署
住所	徳島県吉野川市鴨島町鴨島 88-1 旧農業研究所鴨島分場
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
誘導区域等	都市機能誘導区域／居住誘導区域
敷地面積	9,675.71 m ² ※なお、事業対象地西側に隣接する民有地（約 42 m ² ）を購入する予定がある。
容積率／建蔽率	200％／60％
電話線	南・東・西面道路：架空線あり
ガス管	都市ガス供給エリア外
上下水道	上水道：南面道路（管径 150 φ）、東面道路（管径 350 φ） 西面道路（管径 75 φ） 下水道：南・東・西面道路（管径 250 φ）
その他	河川洪水浸水想定 吉野川 想定最大規模：3.0m～5.0m 飯尾川 想定最大規模：0.5m～3.0m ・事業対象地の近隣に取水場があるため、工事による地下水への影響に留意が必要。

※現況の詳細は【添付資料1 地積測量図】【添付資料2 接道平面図】【添付資料3 インフラ状況図】【添付資料4 地質調査資料】【添付資料8 旧農業研究所鴨島分場 配置図】による。



空中写真出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved., DigitalGlobe Inc.

イ 整備する諸室

本施設に整備する諸室は、【添付資料 12 諸室要求水準書】に諸室ごとの要求水準のほか、一覧表にて示す。各諸室の面積（適宜の室を除く）は表に示す面積程度とし、本施設の延床面積は新車庫・新職員公舎を除き 5,000 m²以上とする。具体的には【添付資料 12 諸室要求水準書】を確認すること。

ウ 整備する駐車場等台数

本施設に備える駐車場等台数は以下とする。

(7) 新庁舎用平面駐車場

公用車駐車場	: 28 台
外来車駐車場	: 28 台
障がい者用駐車場	: (※) 台以上
職員車駐車場	: 76 台
駐輪場	: 15 台 (公用、職員用バイク)
	: 10 台 (来庁者用バイク)
	: 10 台 (来庁者用自転車)

※徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき算定される駐車場台数以上とする。

(イ) 新車庫

公用車用駐車場	: 4 台
駐輪場	: 1 台 (大型バイク)
押収車駐車場	: 3 台程度

※その他新車庫の余剰スペースは、原則、駐車場として活用するが、車両を移動させれば、鑑識作業（車両等の写真撮影（リフトを使用し車底部の確認、写真撮影も行う。）や、計測等を行う作業）などを行う作業スペースとしても活用できるようにする。詳細は【添付資料 12 諸室要求水準書】を確認すること。

(ウ) 新職員公舎用平面駐車場

職員車駐車場	: 6 台
職員駐輪場	: 6 台

エ 想定する来庁者数

現状の実績に基づき、本施設の来庁者数は 50 人／日程度を想定する。

(2) 解体施設の概要

阿波吉野川	所在地	徳島県吉野川市川島町川島550-1	
	敷地面積	4,365.11 m ²	
	構造	鉄筋コンクリート造 3 階建 (耐震性能: 旧耐震基準)	
	延べ床面積	本館	: 1,060.55 m ²
		自動車庫	: 132.00 m ²

警察署		霊安室 : 22.50m ² 機械室 : 8.79m ² 倉庫 : 50.73m ² 物置 : 60m ² 自転車置き場及び発電室 : 43.60m ²
	竣工日	昭和41年2月28日
職員公舎岡山	所在地	徳島県吉野川市川島町川島550-1
	敷地面積	1,195.45m ²
	構造	鉄筋コンクリート造3階建(12戸)(耐震性能:新耐震基準)
	延べ床面積	906.23m ²
	竣工日	平成7年1月25日
職員公舎川島2	所在地	徳島県吉野川市川島町川島543-2
	敷地面積	988.84m ²
	構造	鉄筋コンクリート造2階建(8戸)(耐震性能:旧耐震基準)
	延べ床面積	525.80m ²
	竣工日	昭和48年11月10日

※解体施設の詳細は【添付資料6 解体対象施設の既存図面等】【添付資料7 アスベスト調査結果】による。



空中写真出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved., DigitalGlobe Inc

第2 設計・建設業務に関する要求水準

1 本施設等の整備水準

(1) 基本的な考え方

ア 環境配慮・ライフサイクルコストの縮減

- ・ 自然採光・自然通風を有効に活用するほか、エネルギー使用量を削減するため、LED照明や高効率設備機器の採用など、省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの考え方に即した環境負荷低減に配慮する。
- ・ 「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、公衆溜（エントランスホール）や会議室の内装などへの県産材の活用を図り、環境配慮や地域経済の活性化に貢献する。
- ・ 維持管理・運営コストを考慮した設計や、汎用性に配慮した設計とする。

イ セキュリティへの配慮

- ・ 来庁者が立ち入ることができる空間と立ち入りを制限する空間とを明確に区画した計画とし、庁内各課の特性に応じたセキュリティを確保する。詳細は【添付資料10 セキュリティ基本方針・セキュリティ区分イメージ】を参照する。

ウ ユニバーサルデザインへの配慮

- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）」、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に示される基準に基づき整備を行うものとする。
- ・ 点字誘導や点字プレート、外国人に配慮した多言語表示（日本語、英語、韓国語、中国語等）を行い、誰にも見やすく分かりやすいサイン計画とする。
- ・ 来庁者の利用の多い階には、誘導表示や音声案内を設置する。

エ 防災・減災への配慮

- ・ 防災・減災の観点から、地震、台風、大雨、河川洪水、落雷等の自然災害や火災等に対し十分な対策を講じ、安全・安心な施設となるように配慮する。

(2) 新庁舎の整備水準

新庁舎に係る整備水準は以下とする。

ア 建築

- ・ 配置計画に当たっては、各諸室が機能的かつ効率的に配置されるよう考慮する。各諸室の相関関係については【添付資料11 機能相関図】を参照する。
- ・ 正面エントランスには、受付兼宿直事務室で解錠操作可能な自動ドア及び、必要に応じて手動ドアを設けるほか、新庁舎裏手等に通用口を設ける。正面エントランス及び通用

口のいずれにも風除室を設ける。

- ・ 明確なゾーニングにより、円滑な警察業務に資するものとする。
- ・ 必要なサイン（案内表示、室名板、禁止表示等）を設置し、利用者に分かりやすくする。
- ・ 各諸室や階段下等のデッドスペースは、収納スペースとするなど有効活用を図る。
- ・ 色彩計画は、町並みを考慮するとともに、各諸室の利用目的に合わせた色調とする。
- ・ 建物に用いるガラスには、原則、飛散防止措置を講じる。
- ・ 窓ガラスは、複層ガラスを採用し適切な断熱性能を確保するほか、紫外線をカットする仕様とし、周囲への反射に留意する。
窓には原則、ブラインドを設置し、室の用途に応じカーテンも可とする。
- ・ 外壁、屋根等に用いる材料については、断熱性能、耐久性、耐候性、耐衝撃性、メンテナンス性の面で優れたものとする。
- ・ 季節風など、建物内への強風の吹き込みを和らげるよう、建物配置、形状、エントランス、窓、植栽等に配慮する。
- ・ 環境負荷低減を考慮し、原則、ZEB Ready を取得する。
- ・ 塗装及び接着剤（建築資材、備品含む）は、シックハウス対応品のものとする。また、各諸室における揮発性有機化合物の室内濃度は、厚生労働省が定める指針値以下とし、化合物は「住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）」による五化合物を対象とし同法に定める測定方法等を用いて確認するものとする。室内環境の測定及び対策は、竣工検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開庁までに実施し、指針値以下であることを確認する。

【対象五化合物の指針値】

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	0.08ppm
トルエン	0.07ppm
キシレン	0.05ppm
エチルベンゼン	0.88ppm
スチレン	0.05ppm

- ・ 施設内は全面禁煙とする。
- ・ 新庁舎に警察官募集等の垂れ幕（12m 程度）を取り付けるための懸垂幕昇降装置を新庁舎外壁又は玄関付近の通行者が見やすい場所に整備する。新庁舎正面正門付近にフラッグポール（12m 程度）を 3 本設置する。
- ・ 歩道等に面した通行者が見やすい場所に掲示板（ポスターを掲示しガラス戸等で施錠できるもの）を設置する。
- ・ 被留置者等の逃走防止及び職員の転落防止のため、被留置者等が使用する室、通路や道場などに窓格子等を設置する。
- ・ 屋上への出入が可能な塔屋を設ける。新庁舎については、屋上出入口内側に 6 m²程度の

- 踊り場を確保するとともに、塔屋上部にアンテナ設置スペースとして6㎡以上確保する。
- ・ その他利用者の利便性の向上に努める。

イ 構造

(7) 耐震安全性

- ・ 構造設計では、「徳島県県有施設総合耐震計画基準」【添付資料 22 徳島県県有施設総合耐震計画基準】による耐震安全性の分類について、『災害応急対策活動に必要な施設（指揮情報伝達施設）』として、災害時でも機能が阻害されず各種の機能を維持させることが可能なように、以下とする。

構造体：I類

非構造部材：A類

建築設備：甲類

- ・ 災害に強く、緊急時にその機能を果たす建築物として耐震性の高い構造計画とし、内外装や設備においても安全性の高い計画とする。
- ・ 施設規模や用途、コスト等を考慮し、本施設に適した構造とする。
- ・ 液状化が発生した場合に本施設が影響を受けないよう対策を講じる。
- ・ 本計画地内の構内道路等も液状化により施設運営に支障のないよう配慮する。

(4) 安全の確認

- ・ 建築基準法施行令第138条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針」（（旧）建設省住指発第157号・平成元年5月16日）に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認する。

ウ 設備

(7) 一般事項

- ・ 設備機器の更新時に躯体を改修せずに施工できるなど、更新性、メンテナンス性を考慮した維持管理しやすい計画とする。
- ・ 建物内の温度、湿度及び照度を用途に応じ適切にコントロールできるようにする。
- ・ 主要機器は原則として屋内設置とする。ただし、設備機器の耐候性や耐久性を考慮し、機能上の問題がないと合理的に判断できる場合は、屋外設置も可とする。
- ・ 設備機器及び設備配管の凍結防止措置を講じる。
- ・ 風水害、落雷、断水及び停電等を生じさせる災害への対策を考慮して計画する。
- ・ トイレ、湯沸室等、水を使用する室の直下には通信機械室、OA室、機械室等の室を計画しない。
- ・ 再生可能エネルギーの活用など、環境配慮型設備の利用や、高効率機器の採用など、省エネルギーに配慮する。

- ・ 中央監視等の主装置を中央管理室に配置し、関連機器を受付兼宿直事務室に配置する。

(イ) 電気設備

①電灯設備

- ・ 各諸室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置、配線工事及び幹線配線工事を行う。
- ・ 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画し、トイレ、給湯室等については、適宜、人感センサー付き照明とする。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置する。
- ・ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とするとともに、夜間の照度を抑制する等、夜間周辺住民の生活環境に配慮する。
- ・ 機能に応じた灯具の演色性を考慮する。
- ・ 原則、照明はLED照明とする。

②動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等の動力機器への配管配線等を行う。

③受変電設備

- ・ 受電方式は原則、業務電力とする。
- ・ 電気負荷容量は各諸室のOA機器等の同時利用でも支障のないよう設定する。
- ・ 電力幹線の引込みは2系統（本線・予備線）とし、別々の変電所からの系統とする。
- ・ 本線または予備線が停電した場合に給電可能な系統に自動的に切り替わる構造とする。
- ・ 本線及び予備線が両停電した場合は自動的に非常用発電機系統に切り替わる構造とする。
- ・ 点検等による停電が短時間で済む工夫をする。
- ・ 保守及び将来の負荷の増設を見込んだ計画とする。
- ・ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさない設備とする。
- ・ 経済的な電気契約のため深夜電力の利用などを検討する。

④自家用発電設備

- ・ 発災後1週間程度の連続運転を可能なものとする。また、72時間以上自家発電設備を稼働できる容量の燃料貯蔵庫を屋外の地下に計画する。新庁舎運営上必要とされる諸室及び電力を要する機械設備に電力供給を可能とする。具体的には【添付資料12 諸室要求水準書】及び【添付資料13 諸室設備機器一覧表】による。また、必要発電出力は原則、建築設備設計基準における発電機設備甲類に基づくものとする。

- ・ 受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設ける。
- ・ 発電機回路コンセントは色分けを行い、一般コンセントと色別区分を行う。

⑤避雷設備

- ・ 建築基準法に基づき必要となる場合は、建物のほか屋上に設置するアンテナも保護範囲とし、避雷設備を設置する。

⑥電話設備

- ・ 建物内各諸室に電話設備の配線等を行う。
- ・ 電話機及びP B X（電話交換機）は、県が調達し、設置する。
- ・ 電話線及び通信線は2系統で引き込めるよう管路を整備する。

⑦映像・音響設備

- ・ 会議室等の映像・音響装置は、使用目的・機能・性能を満足したシステムとする。
- ・ 情報通信設備、放送設備、テレビ共同受信設備等とも連携した計画とする。

⑧情報通信設備

- ・ 屋上塔屋に無線機用のアンテナを共架する鋼管柱を2本整備する。
- ・ 外部から通信回線を接続するための屋外収容箱を屋上塔屋壁面に整備する。外部から電源供給するための外部電源接続箱を、原則として1階屋外壁面に整備する。なお、1階屋外壁面に整備する外部電源接続箱は専用車両（2 m×5 m）から接続することを考慮して整備する。
- ・ 新庁舎（通信機械室、O A室）への通信事業者によるケーブルの引き込みのための配管を整備する。
- ・ 通信機械室、O A室からE P S、諸室への配線及びケーブルラック等を整備する。
- ・ 配線については、用途別に色分けを行う。
- ・ 通信設備概要については【添付資料14 通信設備概要図】を参照する。
- ・ 通信設備計画の詳細については【添付資料15 通信設備計画】を参照する。
- ・ 事務室等は、フリーアクセスフロア等にするなど、将来的な更新性を考慮する。

⑨電気時計設備

- ・ 【添付資料12 諸室要求水準書】及び【要求水準書13 諸室設備機器一覧表】に示す設置対象室及び1階公衆溜まりに、時計を設置する。
- ・ 時計は、自動で時刻補正が可能な電気時計とする。なお、デザインは県と調整する。
- ・ 本施設は中央管理室に、親機として電波時計を総合複合盤に接続させ、対象とする子時計を一体に制御する。

⑩テレビ共同受信設備

- ・ 地上デジタル放送、FM、AM、BS、CSの各種テレビ・ラジオアンテナの設置及びCATVによる受信設備を設け、映像・音響設備等とも連携した共聴設備を計画する。
- ・ 共聴設備と自主放送設備の混合器を本施設内に1機設ける。
- ・ 配線するための配管等の敷設はすべて本事業にて行うこととするが、配線は本事業内で行うものと別途県が行うものがある。テレビ共同受信設備に関する事業範囲は「添付資料14 通信設備概要図」を参照する。

⑪テレビ電波障害防除施設

- ・ 電波障害予測の机上調査及び建設前後の実地調査を実施する。
- ・ 新庁舎の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生する場合は、本事業にてテレビ電波障害対策を行う。

⑫コンセント設備

- ・ コンセントは、1か所当たり2口を基本とする。
- ・ 設置目安を下記とするが、【添付資料12 諸室要求水準書】に具体的記載のある箇所は下記によらず適切に設置する。
 - 各諸室・会議室：6㎡ごとに1か所
 - 廊下、ホール等：歩行距離10mごとに1か所
 - 倉庫、電気室、機械室、風除室：出入口近傍に1か所
- ・ 共用部のコンセントは、清掃等に支障のないよう適切な箇所に設置する。
- ・ 必要に応じて接地極付コンセントを設置する。
- ・ 各執務室には必要に応じて3箇所程度の専用回路コンセントを設置する。

⑬インターホン設備

- ・ 来庁者や職員同士の連絡に用いるインターホン設備を設ける。
- ・ 設置場所等については【添付資料17 インターホン概要図】及び【添付資料13 諸室設備機器一覧表】を参照する。

⑭拡声設備

- ・ 拡声放送設備に関するアンプの設置と配管工事を行う。
- ・ 受付兼宿直事務室から新庁舎の全館及び各執務室単位で放送を可能とする設備とする。
- ・ 留置管理課事務室に留置場内留置室周囲の通路に放送可能な設備を設置する。
- ・ 設備の設置に当たっては、一般放送が留置場内に拡声されないよう留意する。
- ・ 電話設備でのページング放送を可能とするとともに、一斉放送及び切替放送が可能なものとする。放送設備には音声線と起動線の接続場所を用意する。

- ・ デジタルプレイヤーを備え、オートアナウンスが可能な設備を設置する。
- ・ 消防法に定める非常放送設備を兼ねる仕様とする。
- ・ 増幅器型式は、AM、FMラジオチューナー内蔵型、一般放送・BS、非常放送（消防法上必要な場合）兼用とする。
- ・ スピーカーは、諸室に応じた形式の機器を設ける。
- ・ マイクロホンは、中央管理室に設置する。
- ・ 設置位置について、建築設備リストを提出する。

⑮エレベーター設備

- ・ 職員、来庁者の利用、また、消耗品等（ボンベ、コピー用紙等）の搬送や、移転及び機器更新に伴う各機器類や資機材の搬送に用いるためのエレベーターを設置する。
- ・ エレベーターの台数は、一般用1台、専用（被留置者護送用）1台を設置する。
- ・ エレベーターの利用可能人数は、13人以上とする。
- ・ エレベーターは、室内に防犯カメラを設置し、映像を受付兼宿直事務室及び留置管理課事務室にて確認できる仕様とする。また、録画機能を有するものとする。
- ・ 受付兼宿直事務室及び留置管理課事務室にエレベーター用インターホンを設置する。
- ・ 最新法令に基づき必要な性能を備える。また、回生電力機能、地震時管制運転機能、火災時管制運転機能、その他車椅子等利用者への対応が可能な機能を備える。
- ・ 専用エレベーターには、隣接して専用の階段を設置する。
- ・ 専用エレベーターは、被留置者が逃走しないように、フロアごとにセキュリティをかけ、カードキーやテンキー、指紋認証等の認証を満たさない限り指定のフロアに移動ができないよう制御する。
- ・ 専用エレベーターは、被留置者を複数の職員で護送する際に利用するため、扉の開閉時間について制御できるようにする。
- ・ 専用エレベーターは、被留置者を護送する際に利用するが、被留置者を腰縄で結んでいるため、腰縄等が扉に挟まったまま閉まることのないような設備とする。
- ・ 物品の搬入の際には一般用エレベーターを兼用する。
- ・ 緊急搬送に備え、専用エレベーターはストレッチャーが十分入る規模とする。

⑯警報装置

- ・ 一定の条件により警報が作動した際に指定する関係諸室の警報盤に発報先が表示され、かつ、警報音が吹鳴する設備を設置する。詳細は【添付資料18 警報設備表示内容及び設置場所】を参照する。

⑰太陽光発電設備

- ・ 太陽光発電設備を設置する。
- ・ 建物の屋上のほか、壁面や新車庫への設置など、発電量の平準化や景観への配慮、本施設の利便性、維持管理のしやすさなどを考慮して設置する。

- ・ 災害時においても浸水等の影響を受けない位置に、太陽光発電設備規模に応じた蓄電池を設置する。
- ・ 系統連係形（逆潮あり。売電は想定しない。）を基本とし、停電時には必要な負荷に供給するものとする。

⑩防犯カメラ設備

- ・ 出入口付近等適切な場所に防犯カメラを設置すること。詳細は【添付資料 10 セキュリティ基本方針・セキュリティ区分イメージ】を参照する。
- ・ 防犯性配慮のため、屋内及び屋外の適宜必要とされる地点に設置された I T V の映像を確認できるモニターを設置し、記録・管理できる設備を設置する。
- ・ モニターは受付兼宿直事務室、警務課事務室及び中央管理室に設置する。

⑪録音・録画装置

- ・ 録音・録画装置の撮影装置部を設置する取調室は、共用部の取調室、取調室（科学用）の 10 室及び、刑事課取調室 2 室の計 12 室とする。なお、刑事課取調室において設置する室は、県と協議するものとする。
- ・ 記録装置部は、刑事課事務室内の刑事課長席付近に設置するが、具体的な設置位置は県との協議による。

(ウ) 機械設備

①空調設備

- ・ 低GWP（地球温暖化係数）を考慮したシステムを採用し、省エネルギー・省資源に配慮したものとする。また、耐久性、信頼性に配慮したものとする。
- ・ 各諸室にて操作できるものとする。
- ・ 冷房のみ使用する室（通信機械室、O A 室）及び留置施設については、他の室と分けた個別の制御が可能な設備とする。なお、通信機械室の空調機は床置き型を原則とし、天井埋込型など天井裏で冷媒管を配管する構造にしないものとする。
- ・ 留置施設については、故障時などにおいても、留置施設内全ての空調機能が停止することがないように複数系統の空調設備を設置する。
- ・ 高所に設ける空調機器は、容易に維持管理できる構造とする。
- ・ 温湿度は本施設利用者が快適に過ごすことのできる環境を確保する。
- ・ 冷暖房対象室は建築設備リストを提出し、各形式の冷暖房負荷及び算出根拠を記載する。

②換気設備

- ・ 適切に換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した対策を行う。
- ・ 諸室全室に設置し、各諸室で操作できるものとする。

- ・ 鑑識室及び霊安室について、他の室と系統を分けた個別の制御が可能な設備とする。
- ・ 高所に設ける換気機器は、容易に維持管理できる構造とする。

③排煙設備

- ・ 建築基準法に基づき設置する。
- ・ その他、事業者の提案に基づき必要に応じ適切に設置する。

④自動制御設備

- ・ 受付兼宿直事務室及び中央管理室において、各諸室の空調設備、換気設備の操作が可能とする。また、各諸室に空調設備、換気設備の操作が可能とする。
- ・ 各主要設備の故障状況等が受付兼宿直事務室及び中央管理室において発報等により確認できる設備を設ける。

⑤衛生器具設備

- ・ 清掃等維持管理を十分考慮して機器を選定する。
- ・ 維持管理のみに利用する水栓以外は、原則として給湯給水設備（シングルレバー混合水栓）とし、トイレの水栓や【添付資料 12 諸室要求水準書】に示した諸室には、センサー式自動水栓を設置する。
- ・ トイレは洋式（節水型）とし、暖房機能及び洗浄機能を有するものとする。

⑥給水設備

- ・ 受水槽を設置する。施設内の給水設備において、必要水量・必要水圧が確保できない場合は、必要な設備を適宜設置する。
- ・ 受水槽及び給水配管は、原則として飲用水・雑用水を分離する。
- ・ 諸室ごとに整備する設備に応じ、適切な配管等の給水設備とする。
- ・ 災害時の拠点施設であることから、職員を主な対象として発災後 4 日間の給水が可能な受水槽を設ける。

※以下の条件から計算すること

来庁者（約 50 人／日）、職員（約 120 人／日）、留置人（約 30 人／日）

⑦排水設備

- ・ 排水方式は雨水・汚水分流式とし、公共下水道等に適切に接続する。
- ・ 施設運用に支障のないよう、適切な結露防止を講じる。
- ・ 災害時の拠点施設であることから、職員を主な対象として発災後 7 日間の排水貯留が可能な排水貯留槽を設け、不測の事態に通常排水から排水貯留槽へ切り替える機能を有するものとする。

⑧給湯設備

- ・ 湯沸室、シャワー室、トイレの手洗い他必要な箇所に給湯設備を設ける。
- ・ 各階に湯沸室を1室設けることとするが、留置管理課諸室の整備される階については、留置場内の看守休憩室（仮眠室）にも給湯設備を設ける。また、警務課事務室にも給湯設備を設ける。
- ・ 用途に応じ、使用時の適切な給湯が可能な給湯設備とする。
- ・ 給湯の水栓は混合水栓とし、利便性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案して設定する。
- ・ 給湯室の調理器は、利便性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案して設定する。
- ・ 配管は断熱等を行い、適切な保温効果を有するものとする。
- ・ 節湯器具を採用する。

⑨消火設備等

- ・ 消防法等関係法規に基づき設置する。
- ・ 消火器を適宜設置する。また、【添付資料 12 諸室要求水準書】に示す諸室のうち水消火が適さない通信機械室、OA室、機械室は、不活性ガス消火器とする。
- ・ 消火設備は水消火を基本とする。

(3) 新車庫の整備水準

新車庫に係る整備水準は以下とする。

ア 建築

- ・ 計画的なゾーニングにより、円滑な警察業務に資するものとする。
- ・ 【添付資料 12 諸室要求水準書】に示す諸室のうち、外部から直接アクセスする諸室と前室を介してアクセスする諸室に分けて、それぞれ出入口を設ける。
- ・ 新車庫と一体又は別棟で霊安室を設置する。
- ・ 霊安室からの搬出动線において、第三者による視認を防止する措置を講じるとともに、車両を横付けできる配置計画とする。
- ・ 色彩計画は、街並みを考慮する。
- ・ 外壁、屋根等に用いる材料については、断熱性能、耐久性、耐候性、耐衝撃性、メンテナンス性の面で優れたものとする。
- ・ 季節風など建物内への強風の吹き込みを和らげるよう、建物配置、形状、エントランス、窓、植栽等を考慮する。
- ・ 霊安室については、居室に準じたシックハウス対策を行うとともに、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）」に基づく空気環境測定（浮遊粉塵、CO、CO₂、温度、相対湿度、気流）に加え、負圧維持の確認及び薬品類（ホルムアルデヒド等）の滞留防止に関する換気性能試験を実施し、報告する。室内環境の測定及び対策は、竣工検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開庁

までに実施し、指針値以下であることを確認する。

- ・ その他利用者の利便性の向上に努める。

イ 構造

(7) 耐震安全性

- ・ 構造設計では、「徳島県県有施設総合耐震計画基準」【添付資料 22 徳島県県有施設総合耐震計画基準】による耐震安全性の分類について、『災害応急対策活動に必要な施設（指揮情報伝達施設）』として、災害時でも機能が阻害されず各種の機能を維持させることが可能なように、以下とする。

構造体：I類

非構造部材：A類

建築設備：甲類

(イ) 安全の確認

- ・ 建築基準法施行令第 138 条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針」（(旧)建設省住指発第 157 号・平成元年 5 月 16 日）に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認する。

ウ 設備

(7) 一般事項

- ・ 設備機器の更新時に躯体を改修せずに施工できるなど、更新性、メンテナンス性を考慮した維持管理しやすい計画とする。
- ・ 主要機器は原則として屋内設置とする。ただし、設備機器の耐候性や耐久性を考慮し、機能上の問題がないと合理的に判断できる場合は、屋外設置も可とする。
- ・ 設備機器及び設備配管の凍結防止措置を講じる。
- ・ 風水害、落雷、断水及び停電等の災害を考慮して計画する。
- ・ 再生可能エネルギーの活用など環境配慮型設備の利用や、高効率機器の採用など、省エネルギーに配慮する。

(イ) 電気設備

①電灯設備

- ・ 屋内外に設ける照明器具、コンセント等の設置、配線工事及び幹線配線工事を行う。
- ・ 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光にも配慮し計画する。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置する。
- ・ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ・ 機能に応じた灯具の演色性を考慮する。

- ・ 原則、照明はLED照明とする。

②動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等の動力機器への配管配線等を行う。

③受変電設備

- ・ 受電方式は新庁舎と同一系統とする。

④電話設備

- ・ 霊安室に電話設備の配線等を行う。
- ・ 電話機及びPBX（電話交換機）は、県が調達し、設置する。
- ・ 電話線及び通信線は2系統で引き込めるよう管路を整備する。

⑤電気時計設備

- ・ 【添付資料 12 諸室要求水準書】及び【添付資料 13 諸室設備機器一覧表】に示す設置対象室に、時計を設置する。
- ・ 時計は、電波時計を採用し、配置するものとする。

⑥コンセント設備

- ・ コンセントは、1か所当たり2口を基本とする。
- ・ 設置目安を下記のとおりとするが、【添付資料 12 諸室要求水準書】に具体的記載のある箇所は下記によらず適切に設置する。
 - 各諸室・倉庫・保管庫：6㎡ごとに1か所
 - 前室：出入口近傍に1か所
 - 車庫：洗浄機の設置スペース付近に1か所

⑦拡声設備

- ・ 新庁舎の受付兼宿直事務室から新車庫に放送（オートアナウンス含む）が可能な屋外スピーカーを設置する。

⑧防犯カメラ設備

- ・ 新車庫の出入口など、防犯上必要と認められる箇所に防犯カメラを設置する。

(ウ) 機械設備

①空調設備

- ・ 霊安室に設置する。
- ・ 原則、低GWP（地球温暖化係数）を考慮したシステムを採用する。
- ・ 高所に設ける空調機器は、容易に維持管理できる構造とする。

②換気設備

- ・ 適切に換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した対策を行う。
- ・ 換気設備設置各所の付近で操作できるものとする。
- ・ 高所に設ける換気機器は、容易に維持管理できる構造とする。

③排煙設備

- ・ 建築基準法に基づき設置する。
- ・ その他、事業者の提案に基づき必要に応じ適切に設置する。

④給水設備

- ・ 給水設備方式は、新庁舎と一体とする場合は、同一系統とし、別棟とする場合は、直結直圧方式も可とする。
- ・ 結露防止を考慮し、円滑な給水利用に資するよう、適切な仕様とする。

⑤排水設備

- ・ 排水方式は雨水・汚水分流式とし、公共下水道等に適切に接続する。
- ・ 施設運用に支障のないよう、適切な結露防止を講じる。

⑥給湯設備

- ・ 霊安室に設置する。
- ・ 用途に応じ、使用時の適切な給湯が可能な給湯設備とする。
- ・ 配管は断熱等を行い、適切な保温効果を有するものとする。
- ・ 給湯熱源器は省エネルギー性を考慮し、高効率なものとする。
- ・ 節湯器具を採用する。

⑦消火設備等

- ・ 消防法等関係法規に基づき設置する。
- ・ 消火設備は水消火を基本とする。
- ・ 消火器を適宜設置する。

(4) 新職員公舎の整備水準

新職員公舎に係る整備水準は以下とする。

ア 建築

- ・ 事業対象地において、新庁舎及び新車庫とは別敷地を設定の上、新職員公舎を計画する。
- ・ 1住戸には、玄関、寝室、キッチン・ダイニング、浴室洗面室、トイレ、バルコニー

を備える。また、室内に洗濯機が設置できるものとする。

- ・ 入居者専用の駐車場及び駐輪場を設置する。台数は、駐車場・駐輪場各6台とする。
- ・ 入居者及び車両等の動線は、新庁舎の位置等を考慮し利便性の高い計画とする。また、新職員公舎の敷地内においても利便性、安全性、プライバシーに配慮した分かり易い計画とする。
- ・ 各諸室や階段は、分かり易い配置として機能性、利便性の高い計画とする。
- ・ 各諸室の配置及び形状等は、家具配置、収納、柱型、梁型、バルコニーの位置等を考慮し、機能性、利便性の高い計画とする。
- ・ 各諸室は、採光、通風、換気、騒音、振動、熱、臭気、プライバシー等について配慮し、居住者にとって快適な計画とする。
- ・ 転倒、転落、ガラスへの衝突等の事故防止を図り適切な措置を講ずるとともに、通行に支障を及ぼす突出物を設けない。また、屋外通路等通路部分で上階からの落下物の危険がある箇所については、必要に応じて屋根もしくは庇を設け、通行者の安全を確保する。
- ・ 家具等の搬出入を考慮した計画とする。
- ・ 色彩計画は、街並みを考慮する。
- ・ 自然通風を取ることが想定される窓には網戸を設置する。
- ・ 外壁、屋根等に用いる材料については、断熱性能、耐久性、耐候性、耐衝撃性、メンテナンス性の面で優れたものとする。
- ・ エアコン用スリーブを設ける居室には、居室の外部にエアコン屋外機置場を確保する。なお、ドレイン排水処理対策を行う。
- ・ その他利用者の利便性の向上に努める。

イ 設備

(7) 一般事項

- ・ 主要機器は原則として屋内設置とする。ただし、設備機器の耐候性や耐久性を考慮し、機能上の問題がないと合理的に判断できる場合は、屋外設置も可とする。
- ・ 設備機器及び設備配管の凍結防止措置を講じる。
- ・ 風水害、落雷、断水及び停電等の災害を考慮して計画する。
- ・ 再生可能エネルギーの活用など環境配慮型設備の利用や、高効率機器の採用など、省エネルギーに配慮する。

(4) 電気設備

① 電灯設備

- ・ 住戸各室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光に配慮の上計画する。
- ・ 照明器具は、容易に球替えができるなど、形状や設置位置に配慮する。
- ・ スイッチは、原則として照明器具、換気扇等の器具ごと及び各室ごとに設け、家具

や備品の配置を想定し、適切な位置に設ける。

- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置する。
- ・ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ・ 原則、照明はLED照明とする。

②受電・幹線設備

- ・ 低圧引込みによる低圧供給とする。
- ・ 各戸にて電力会社と契約するものとし、各戸にメーターを設置する。
- ・ 共用部で使用した電力量が分かるメーターを共用部に設置する。
- ・ 1住戸の契約電量は50アンペアとする。

③電話設備

- ・ 電話回線は1住戸1回線とする。また、地上波デジタル放送の双方向受信に対応しやすい設置位置になるよう配慮する。

④テレビ共同受信設備

- ・ 地上波デジタル放送及び衛星放送（BSデジタル放送）を受信する。

⑤テレビ電波障害防除施設

- ・ 電波障害予測の机上調査及び建設前後の実地調査を実施する。
- ・ 本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生する場合は、本事業にてテレビ電波障害対策を行う。

⑥キッチン設備

- ・ 流し台、換気扇、コンロ及び収納を備えたシステムキッチン（L=2,100）を設置する。コンロはIHクッキングヒーター2口とする。

⑦インターネット設備

- ・ 各住戸まで光配線方式とする。
- ・ 各住戸内でWifiが使用できるよう、適切な場所に回線終端装置用及び無線ブロードバンドルータ用の2口コンセントを設ける。

⑧インターホン設備

- ・ カメラ付きインターホンを標準とし、非常警報・火災報知器・ガス感知器と接続する。

⑨コンセント設備

- ・ コンセントは、1か所当たり2口を基本とし、家具や備品の配置を想定し、適切な

位置に設ける。

⑩防犯カメラ設備

- ・ 防犯上必要と認められる箇所にスタンドアローン型の防犯カメラを設置する。

(ウ) 機械設備

①空調設備

- ・ 各住戸にエアコンを設置する。

②換気設備

- ・ 住戸内で機械換気設備を設ける箇所は、キッチン、浴室、洗面脱衣室及びトイレとする。

③排煙設備

- ・ 建築基準法に基づき設置する。
- ・ その他、事業者の提案に基づき必要に応じ適切に設置する。

④給水設備

- ・ 給水設備方式は、水道直結方式とする。
- ・ 結露防止を考慮し、円滑な給水利用に資するよう、適切な仕様とする。
- ・ 諸室ごとに整備する設備に応じ、適切な配管等の給水設備とする。
- ・ 各住戸にメーターを設置し、個別に計量が行えるようにする。
- ・ 共用部で使用した水量が分かるメーターを共用部に設置する。
- ・ 住戸内配管は、さや管ヘッダー工法(先分岐不可)とする。
- ・ 立管が分岐する部分にバルブを設ける。また、立管の最上部に自動空気抜弁又は吸排気弁を設ける。
- ・ 清掃用共用水栓としてキー式カップリング横水栓を適宜設置する。

⑤排水設備

- ・ 排水方式は雨水・汚水分流式とし、公共下水道等に適切に接続する。
- ・ 立管と横主管との接続部には、掃除口を設ける等、高圧洗浄ノズルによる管内掃除が行えるよう対処する。また隠蔽部に設ける掃除口には点検口を設けるなど、保守点検等が容易に行えるよう配慮する。
- ・ 適切な結露防止を講じる。

⑥給湯設備

- ・ 給湯箇所は、浴室、台所流し台及び洗面化粧台とする。
- ・ 住戸内配管は、さや管ヘッダー工法(先分岐不可)とする。

- ・ 給湯は電気温水器による供給とし、貯湯容量は 300 リットル以上とすること。なお、台所、浴室に各々リモコンを設置する。

⑦衛生設備

- ・ 浴室とトイレは別室とし、浴室はユニットバス（1400 サイズ以上）とする。
- ・ トイレの便器は、ウォーム便座及びウォシュレット機能付きとする。

⑧消火設備等

- ・ 消防法等関係法規に基づき設置する。
- ・ 消火器を適宜設置する。

ウ 日本住宅性能表示基準による評価

- ・ 「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」及び「耐震等級（構造躯体の損傷防止）」は等級 2 とする。
- ・ 「重量衝撃音対策」、「透過損失等級（界壁）」及び「透過損失等級（外壁開口部）」は等級 3 とする。
- ・ その他の項目については、「公営住宅等整備基準（平成 10 年建設省令第 8 号）」及び「公営住宅等整備基準について（技術的助言）の一部改正について（令和 4 年 4 月 1 日国住備第 5 1 1 号）」以上とする。

(5) 外構の整備水準

- ・ 県が先行実施する旧農業研究所鴨島分場の解体工事では、現状敷地周囲のブロック塀及びフェンスを残置する。【添付資料 9 旧農業研究所鴨島分場 解体イメージ図参照】事業者は、これらの既存工作物を撤去し新たな囲障を設置する。
- ・ 本施設には防災用のさく井を設置すること。仕様としてステンレス製手押しポンプ式、吸込口径 25 mm、揚水量約 380 mm ℓ/ストローク程度とする。なお、事業対象地北西には、既存の井戸が残されている。本事業において、防災井戸としての使用を提案することも可とする。
- ・ 本施設の敷地内は、安全に通行できるよう、原則、歩車分離動線とする。
- ・ 本施設の出入口は、東側 2 カ所、南側 1 カ所、西側 1 カ所の計 4 カ所とする。なお、主要な車両出入口は、東側とする。
- ・ 駐車場に関し、公用車・職員車駐車場と外来車駐車場は別々に設置する。公用車に関しては、機動性を損なわないよう適切な動線計画とし、縁石等により外来車駐車場と明確に分離する。
- ・ 新庁舎と新職員公舎の動線を明確に分離し、入居者及びその家族等の車両・歩行者出入口を新庁舎とは別に設ける。
- ・ 公用車・職員車及び外来車の駐車スペースは 2.5m×5.0m、障がい者用駐車スペースは 3.5m×6.0mとする。

- ・ 駐車スペースには、車両動線を考慮したうえで必要に応じて車止めブロックを設置する。
- ・ 正面出入口に必要なに応じてスロープを設置する。
- ・ 緑地は法令上の必要最低限とし、維持管理を考慮した計画とする。
- ・ ごみ置き場は、新庁舎及び新職員公舎それぞれに設置する。大きさは新庁舎が、24㎡程度、新職員公舎が、3㎡程度の広さとし、屋根付きとする。また、カラス被害を防ぐため、金網フェンス等の措置を講ずる。
- ・ 敷地外周に高さ1.5m程度のフェンスを設置する。なお、周辺住民への配慮が必要な箇所、護送関係等については視線に配慮したフェンス仕様とする。
- ・ 吉野川市役所の車両出入口との交錯や、横断歩道などの道路事情に配慮しつつ、安全に出入り出来る車両出入口を設置する。
- ・ 車両出入口及び歩行者出入口には、施錠設備のある可動柵等を設置する。
- ・ 庁舎玄関への車両突入を防止するため、玄関前に段差やコンクリート柱等の車止めを設ける。また、庁舎玄関前から敷地内への見通しを確保する。
- ・ ゲリラ豪雨や台風等、想定される災害による事業対象地の浸水被害（公用車も含む）及び事業対象地外への雨水流出を最小限に抑えるための対策を講じる。
- ・ 必要なサイン（看板等）を設置し、利用者にわかりやすくする。
- ・ 現在、事業対象地に設置されている石碑【添付資料5 移設する石碑の概要】を事業対象地内に設置する。石碑の配置に当たっては、新庁舎の機能性を損なうことなく、緊急車両の出動動線および来庁者の歩行動線に支障を及ぼさない位置を選定すること。なお、現状の事業対象地に設置されている石碑は、別途県にて実施する旧農業研究所鴨島分場の解体期間に別の敷地に移設予定であり、本事業では別敷地から事業対象地への再設置のみを行う。

(6) 諸室の整備水準

【添付資料12 諸室要求水準書】参照

2 設計業務

(1) 各種調査及び申請業務

- ・ 事業者は、事業対象地の状態を把握し設計業務の前提条件とするため、事業対象地の測量、地質調査、隣接する道路等の騒音振動調査、日影等の本施設の整備により想定される周辺家屋等への影響等の必要な調査を行う。
- ・ 事業者は、自らが提案する本施設の設計、施工に当たり必要となる各種届出及び申請等の業務を適切な時期に実施する。
- ・ 申請業務においては、申請にともなう各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行う。
- ・ 申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて県に提出する。

なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによるものとする。

- ・ 事業者は、その他設計業務に必要となる業務について実施する。

(2) 設計業務

- ・ 事業者は、本施設の工事に関する基本設計及び実施設計を行う。
- ・ 事業者は建築士法第3条第1項に定める、一級建築士により設計業務を行う。また、構造については建築士法第20条の2に定める構造設計一級建築士が、設備については建築士法第20条の3に定める設備設計一級建築士が関与する。
- ・ 設計業務の詳細及び範囲等については、業務を達成するために県の担当者と十分に打ち合わせ等を行い、連携を図る。
- ・ 事業者は、設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む業務計画書（基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を県に提出する。
- ・ 事業者は、諸室レイアウトの変更が必要となった場合や意匠に関わる計画方針については、設計業務着手後速やかに県と協議し確認を得る。
- ・ 県担当者及び諸官庁、関係機関と協議した場合、議事録を県の担当者へ提出する。
- ・ 業務実施期間中は、県の指示に応じて、適宜、作業の報告（中間報告）を行う。
- ・ P U B D I S（公共建築設計者情報システム）の登録を行う。
- ・ 県が別途調達、設置する備品【添付資料12 諸室要求水準書】についても、可能な限り設計図書に反映できるよう、県の備品選定に関して必要な協議、調整をする。
- ・ 設計の進捗管理を事業者の責任において実施する。
- ・ 事業者は、地質調査結果に基づき基礎の適正な設計を実施する。
- ・ 事業者は、設計業務が完了したときに県による設計図書の検査を受ける。また、事前に県の設計図書のチェック及び必要な協議等を行うため、基本設計に係る図書は基本設計完了の1か月前まで、全ての設計図書は実施設計完了の2か月前までに事前提出する。なお、事業者は、本事前提出をもって設計業務の完了の通知を行うものではない。
- ・ 事業者は、要求水準書及び提案書類の仕様を変更する場合は、仕様が同等以上であることを確認できる比較資料を県に提出し、県と協議の上、県の確認を受ける。

(3) 設計図書

- ・ 事業者は、設計業務の成果を設計図書として、【添付資料23 成果書類リスト】に示す書類、その他資料を取りまとめる。基本設計完了時及び実施設計完了時において、適切な図書を作成し、提出する。なお、要求水準確認表は、書式を業務着手の前に県と協議の上、作成する。
- ・ 提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は、電子データ（CADデータ、PDF）も提出する。また、提出図書の作成に使用するCADソフトは、JWW CADとする。なお、他のCADソフトを使用する場合は、成果品のファイル形式等について県の確認を受けることとする。
- ・ R I B C 2（営繕積算システム）で作成する。

- ・ 県は、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から 10 日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

3 建設業務

事業者は、県による検査を受けた設計図書に基づいて、建設業務を行う。

(1) 基本事項

- ・ 事業契約書に定める期間内に本施設の建設工事を実施する。
- ・ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定する。
- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って本施設の工事を行う。
- ・ 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図る。
- ・ 事業者は、自らが提案する本施設の施工に当たり必要となる各種届出及び申請等の業務を適切な時期に実施する。
- ・ 近隣地区住民に対する建設業務関係の事前説明については、事業者が実施する。
- ・ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。事業者は、工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るように努める。
- ・ 近隣への対応について、工事における振動等の影響を確認し、適宜周辺影響範囲の事前、事後調査内容及び調査結果を県に報告する。なお、その調査結果に基づき近隣への対応が必要になった場合は、事業者において速やかに適切な対応を実施する。
- ・ 工事の作業時間については、近隣地区住民に対する周知を徹底し了承を得る。
- ・ 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策、交通誘導員の配置等）を行う。
- ・ 工事は原則として土日、休日及び年末年始は行わないものとする。
- ・ 工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図る。
- ・ 発生する廃棄物を適正に処理・処分するとともに、周辺環境の保全に十分留意して行う。
- ・ 工事に伴い発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律」に基づき、分別を行い再資源化に努める。

(2) 建設業務

ア 工事

- ・ 事業者は、工事に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類を添付の上、県に提出し、承諾を受ける。なお、添付書類の提出時期については、県に確認し、適時に必要な資料を提出する。

- 施工計画書
- 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）

- 技能士選定通知書
- 施工図、機器承諾図
- 工事週報
- 工事打合せ記録簿
- 進捗状況報告書（月報）
- 施工体制台帳・施工体系図
- 工事实績情報の登録
- 主要資機材一覧表、仕様書
- 各種試験成績書・検査報告書
- 工事記録写真撮影計画書
- 工事実施体制
- その他必要となる書類

- ・ 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に保管する。
- ・ 工事中における来庁者及び近隣住民等への安全対策については万全を期すものとする。
- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じる。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。
- ・ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図る。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- ・ 周辺地域に万が一に悪影響を与えるような事態が発生した場合は、事業者の責めにおいて苦情処理等に対応する。
- ・ 事業者は、各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な工事を実施する。
- ・ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努める。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。
- ・ 各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施する。
- ・ 事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめる。
- ・ 事業者は、県に対し、建築基準法第7条の3に基づく中間検査のための出来高検査に必要な資料を提出する。
- ・ 建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知する。なお県の職員が当該検査又は試験に立ち会うことができるように環境

を整える。

- ・ 県の職員が、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるよう、また、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整える。
- ・ 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に備える。事業者自らが実施する完了自主検査の後、竣工図等と共に整理し、工事監理者を介し、県に提出する。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力する。

イ 事前協議、申請、届出、検査等

- ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を県に提出する。
- ・ 事業者は、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報に取りまとめる。
- ・ 事業者は、工事期間中及び工事業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知する。なお、県は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- ・ 県は、工事期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力する。
- ・ 県は、工事期間中、施工状況の説明等を要請する場合がある。この場合、事業者は、書面等により施工状況の説明を行う。
- ・ 事業者は、工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に保管する。事業者自らが実施する完成検査の後、完成図書とともに整理し、県に提出する。
- ・ 工事着工後に現場状況により変更を要する事態が発生した場合は、設計者、県と協議の上、工程等を再検討し、要求性能を達成するものとする。
- ・ 工事期間中は、以下の書類を県に提出し、確認又は承諾を得る。なお、書類の提出時期については、県に確認し、適時に必要な資料を提出する。
- ・ 徳島県ホームページ（県土整備部営繕課）に掲載の【営繕課への提出書類一覧】を参考として必要書類を作成、提出する（2 契約時提出書類は除く）。

- 現場休止届
- 事故発生報告書
- 労働者死傷病報告
- 労働災害等発生報告書
- 工事監理報告
- 工事工程写真
- 資機材等承諾願い
- 機材品質証明書
- 試験成績書
- 出荷証明書搬入材料検査簿
- 産業廃棄物関係書類

- 生コンクリート配合計画書
- 週休2日工事の取組に関する打合せ記録簿
- 各種試験成績書
- 各種出荷証明書
- その他必要となる書類

ウ その他

- ・ 本施設等の工事に関し、建設工事保険等に参加する。
- ・ 工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

(3) 什器備品の調達、設置

- ・ 什器備品の設置及び整備を建設期間中に実施する。
- ・ 本事業により設置する什器備品の調達について、最新のエコオフィスとくしま・県率先行動計画を参考とし、事業者の提案により別途県と協議の上、決定するものとする。
- ・ 室内空間と調和した什器備品を設置するように努める。
- ・ 什器備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮する。
- ・ 本事業における什器備品は既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の造り付け等の什器備品を計画することを認めるものとする。必要に応じて什器備品の設計を行う。なお、リース方式による調達は認めないものとする。
- ・ 什器備品の選定に当たっては、整備後においても、県が買い足しや修理を簡便にできるものとする。なお、サプライチェーンリスクに配慮した購入を行うため、電気製品等購入時は事前に県へメーカー型式番号等を報告する。
- ・ 什器備品の設置に当たっては給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置する。
- ・ 事業者は、県の完成確認までに什器備品に対する耐震対策などを行う。
- ・ 事業者は、県の完成確認までに什器備品管理台帳を作成し、県に提出する。什器備品管理台帳に記載する項目は、メーカー名、品名、型番、規格、調達金額（単価）、数量、設置場所（諸室名など）、調達会社、調達年月日を含むものとする。
- ・ 事業者は、什器備品を設置する際、本事業により整備したことが分かるシールを作成し、貼付する。シールに記載する項目は、「事業名」、「品名」、「調達年月日」及び「管理番号」とする。
- ・ 事業者は、ZEB認証取得の後、BELS プレートを予め県と確認した位置に設置する。

(4) 完成検査

- ・ 工事期間中、原則として2回以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、これによらないことができる。
- ・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、

締結後速やかに県と協議する。

- ・ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ・ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
- ・ 足場が撤去され竣工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて県と協議する。
- ・ 事業者は、本施設の工事完成後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、自主検査及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する自主検査を実施するものとし、事前にその内容を県に書面にて通知する。
- ・ 事業者は本施設の開庁に必要な試運転等を実施し、その内容を県に書面にて報告する。また、自主検査の結果により必要な修補等を行う。
- ・ 事業者は、自主検査の実施及び県への報告後、完成図書と併せて県による完成検査（下検査及び竣工検査）を受ける。
- ・ 事業者は、工事が完成した際には、自主検査の結果、各種法令に基づく検査済証、その他の検査結果記録並びに県が求める工事書類を提出のうえ、下検査を申請する。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については県と十分協議する。
- ・ 事業者は下検査の結果、必要に応じて修補を行う。その後、竣工届、竣工検査請求書を提出のうえ、検査員による竣工検査を受ける。
- ・ 事業者は竣工検査の結果、必要に応じて修補を行い、県の確認を受ける。
- ・ 県は事業者から竣工検査の申し入れを受けた後、竣工検査を実施し、検査合格を確認した後、事業者より本施設の鍵の引渡しを受け、事業者に建設業務完了の確認を通知する。
- ・ 竣工図書は、原則、【添付資料 23 成果書類リスト】を参照し、詳細については県と協議のうえ整理する。
- ・ 工事完成後、事業者は事業契約に準ずる期間は契約不適合責任に対して責任を負う。工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、県の指示により迅速に修理し、これに必要な費用は事業者の負担とする。また立会者は県の指示によるものとする。
- ・ 完成図書は原則、【添付資料 23 成果書類リスト】のとおりとし、詳細については県と協議の上整理する。提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は、電子データ（CADデータ、PDF）も提出する（CADデータについては、JWWCAD形式にて提出する。）。なお、他のCADソフトを使用する場合は、ファイル形式等について県の確認を受けることとする。
- ・ メンテナンス・アフターフォロー対応として、竣工・引渡しから3か月間は、発注者や施設管理者が円滑に施設運営できるよう迅速に対応できる体制をとる。

4 工事監理業務

(1) 基本事項

- ・ 厳正かつ公平に監理に当たること。
- ・ 建築基準法第5条の6第4項に定める工事監理者（一級建築士）により監理を行う。
- ・ 「建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）等を遵守する。

(2) 本施設等の工事監理業務

- ・ 事業者は、工事着手前に業務計画書（工事監理体制その他工事監理方針について記載したもの）を県に提出し、承諾を得る。
- ・ 事業者は、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査を行う。
- ・ 事業者は、契約の履行に関し、県が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討を行う。
- ・ 事業者は、県があらかじめ定めた時期において工事の進捗状況等を報告するほか、県から要請があった場合には適時報告、説明等を行う。
- ・ 事業者は、県と工事受注者及び関係機関等との協議・連絡・調整を図る。
- ・ 事業者は、工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項を報告する。
- ・ 事業者は、対象工事の竣工検査及び部分払検査に対して協力する。
- ・ 事業者は、契約図書に基づき、県に提出される書類等を整理する。
- ・ 事業者は、工事に関する官公署への提出書類等を作成する。
- ・ 事業者は、定例会及び県との協議等の議事録を作成する。
- ・ 事業者は、現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務を実施する。
- ・ 事業者は、自らの責任により工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認する。
- ・ 事業者は、設計変更が生じた場合に設計変更図書の作成及び工事費の積算を行い、資料を県に提出し、承諾を得る。なお、変更設計書については、営繕積算システムR I B C 2データで提出する。
- ・ 杭工事は全数について工事監理者が立会し、支持層への到達、現場接合（杭継ぎ）及び先端処理を確認する。
- ・ 事業者は、引渡し日の60日前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表等事前資料を県に提出し、確認を得る。なお、事業者は、本事前提出をもって工事監理業務の完了の通知を行うものではない。
- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計、施工段階の経緯がわかるように、同様の書式で作成する。
- ・ 事業者は、本施設の建設業務（4）完了検査に示す本施設の自主検査を行い、建設業務（4）完了検査に示す自主検査及び工事完了通知を工事監理報告書とともに県に提出し、

建設業務の事業者とともに県が実施する完成検査を受ける。

- 県は、事業者から工事監理報告書等、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から 10 日以内に事業者の立ち合いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。
- 工事監理者は、建設業務を行う企業が受ける建築基準法第 18 条による建築物に関する完了検査に立会う。
- 工事監理者は、県の監督員による下検査までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を県に提出する。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによるものとする。
- 工事監理者は、竣工検査及び各会計年度における請負代金の支払いのための検査の際、事業者が提出する図書の確認をし、県に報告する。

5 解体業務

(1) 基本事項

- ・ 解体対象施設の解体に当たっての事前調査の具体的な時期については県と調整する。
- ・ 解体対象施設の解体設計・解体業務に必要となる業務は、事業者の責任において実施する。なお、旧庁舎内の残置備品などの撤去処分は、本事業の対象外とする。
- ・ 近隣地区住民に対する解体業務関係の事前説明については、事業者が実施する。
- ・ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定する。
- ・ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、解体業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。事業者は、工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るように努める。
- ・ 近隣への対応について、工事における振動等の影響を確認し、適宜周辺影響範囲の事前、事後調査内容及び調査結果を県に報告する。なお、その調査結果に基づき近隣への対応が必要になった場合は、事業者において速やかに適切な対応を実施する。
- ・ 工事の作業時間については、近隣地区住民に対する周知を徹底し了承を得る。
- ・ 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策、交通誘導員の配置等）を行う。
- ・ 工事は原則として土日、休日及び年末年始は行わないものとする。
- ・ 既設解体・撤去建物などの解体・撤去工事に当たっては、解体物などが飛散・流出することのないよう万全の措置を講ずる。
- ・ 発生する廃棄物を適正に処理・処分するとともに、周辺環境の保全に十分留意して行う。
- ・ 工事に伴い発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別を行い再資源化に努める。
- ・ 3建設業務の必要書類に準じて、解体工事に必要な書類の作成・提出を行う。

(2) 各種調査業務

- ・ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び解体準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- ・ 近隣への説明を実施する。
- ・ 解体対象物及び解体工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を行う。

(3) 解体設計業務

- ・ 解体業務に関する各種申請に関し、本事業期間内の各段階で必要な申請対応を図る。
- ・ 県が必要とする場合は、事業者は各種許認可等の書類の写しを県に提出する。
- ・ 県は、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から10日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

(4) 解体工事業務

- ・ 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の解体業務を実施する。事業者は工事現場に工事記録を常に整備する。
- ・ 工事中における近隣住民等への安全対策については万全を期すものとする。
- ・ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び整備を十分に行う。
- ・ 工事完成時には施工記録を用意し、県の確認を受ける。
- ・ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行う。
- ・ 周辺地域に万が一に悪影響を与えるような事態が発生した場合は、事業者の責めにおいて苦情処理等に対応する。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。
- ・ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図る。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障を来さないように処理を行う。
- ・ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努める。なお、解体期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。
- ・ 完成時の提出書類は、工程及び完成時の写真を含む工事記録簿とし、詳細については県と協議の上整理する。提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。
- ・ 工事期間中、原則として2回以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、これによらないことができる。
- ・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに県と協議する。
- ・ 事業者は、自主検査の実施及び県への報告後、完成図書と併せて県による完成検査（下検査及び竣工検査）を受ける。
- ・ 事業者は、工事が完成した際には、自主検査の結果や、その他の検査結果記録並びに県が求める工事書類を提出のうえ、下検査を申請する。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については県と十分協議する。
- ・ 事業者は下検査の結果、必要に応じて修補を行う。その後、竣工届、竣工検査請求書を提出のうえ、検査員による竣工検査を受ける。
- ・ 事業者は竣工検査の結果、必要に応じて修補を行い、県の確認を受ける。

6 配置予定技術者

事業者は、設計業務、建設業務の実施に当たり、以下の技術者を配置する。

業務	配置予定技術者の要件
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。）管理技術者を1名配置する。 ・建築総合、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者を1名配置する。各主任技術者の兼務を原則不可とするが、電気設備及び機械設備の主任技術者の兼務を可とする。 ・管理技術者と、建築総合又は構造の主任技術者は兼務することができる。 ・管理技術者、建築総合及び構造の主任技術者は、一級建築士とする。なお、構造主任技術者の構造設計一級建築士の保有は必須ではないが、建築構造設計において、構造設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・電気設備、機械設備の主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の保有がない者の配置も可とするが、設備設計に当たっては設備設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・管理技術者及び各主任技術者については、設計業務完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。
建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。）現場代理人及び監理技術者を配置する。 ・監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。 ・現場代理人及び監理技術者は兼務することができる。 ・現場代理人及び監理技術者については、工事完成までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。
工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。）工事監理者を配置する。 ・工事監理者は、一級建築士とし、工事監理業務の管理技術者とする。 ・工事監理企業は、工事監理者のほか、設計業務に示す建築総合、構造、

業務	配置予定技術者の要件
	<p>電気設備及び機械設備の各主任技術者と同様の実績及び資格を保有する者を、建築総合、構造、電気設備及び機械設備の主任技術者に配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理者は、工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。
解体業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体企業と直接かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。）監理技術者を配置する。 ・ 監理技術者は、一級建築施工管理技士、一級建設機械施工技士、一級建築士、技術士、解体工事施工技士又はこれと同等の資格を有する者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。 ・ 監理技術者は専任とするが、解体業務に着手するまでの期間については、専任を要しない。